

国都市第2号
令和6年4月12日

各都道府県知事
各指定都市の長
独立行政法人都市再生機構理事長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

土地区画整理事業運用指針の改正について

土地区画整理事業全般にわたる技術的助言として定めた「土地区画整理事業運用指針（平成13年12月26日付け国都市第381号国土交通省都市・地域整備局長通知）」について、その一部を下記のとおり改正するので通知する。

各地方公共団体等におかれては、引き続き、今後の土地区画整理事業制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）及び地方住宅供給公社に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載するので、適宜活用していただきたい。

記

- 土地区画整理事業運用指針を【別添1】のとおり改め、別記様式第3の次に【別添2】の別添参考資料を加える。

以上